

令和8・9年度 後期高齢者医療制度の保険料率

☎ 国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(583)9738
 ・県後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013

令和8年度から、保険料率を改定します。

令和8・9年度の保険料率(年額)

区分	現行	改定後		
		医療分	令和8年度 新設 子ども・子育て 支援金分(注1)	合計
所得割率	9.56%	10.13%	0.25%	10.38%
均等割額	48,604円	55,380円	1,340円	56,720円
上限額	80万円	85万円	2.1万円	87.1万円

注1 子ども・子育て支援金分は、令和8年度の所得割率・均等割額・上限額となります。令和9年度分は令和8年度中に決定予定。
 注2 前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物・株式などの譲渡所得金額などの合計
 注3 合計所得金額が2,400万円以下の場合

所得割額 = (総所得金額等(注2) - 43万円(注3)) × 所得割率

令和8年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の人は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。

均等割額が軽減される人

世帯主と世帯の被保険者全員の前年の総所得金額等(注4)の合計額が、次の計算式を超えない人です。



注4 ・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で15万円を控除します。
 ・事業所得などの専従者控除と譲渡所得の特別控除などの税法上の規定は適用されません。

注5 年金・給与所得者の数とは、次の(1)または(2)に該当する世帯主と、世帯の被保険者の人数です。

- (1) 公的年金等の収入が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える人
- (2) 給与収入が55万円を超える人

注6 均等割額が7割軽減される人は、令和8・9年度の医療分のみ7.2割軽減が適用されます。

☎ おひとりごとの令和8年度の保険料額は、7月中に郵便でお知らせします。

・県後期高齢者医療広域連合☎で保険料額の試算ができます。詳しくは、右記☎をご覧ください。



県後期高齢者医療
広域連合
ホームページ